

IV 既に採択されている方へ

1. 平成23年度に継続が予定されている研究課題（以下「継続研究課題」という。）の取扱いについて

①特別推進研究

- (1) 継続研究課題については、応募書類の提出は必要ありません。（なお、補助金の交付を受けるためには、交付内定通知受領後、交付申請書等の必要書類を作成し、提出する必要があります。）
- (2) ただし、**研究計画の大幅な変更を行おうとする場合には、応募書類（研究計画調書）を提出しなければなりません**。応募手続については、「応募書類（研究計画調書）の作成・応募方法等」（24頁参照）と同様となりますので、確認してください。この際、研究計画調書の作成に当たって、審査希望分野については、採択時と同じ分野を選択してください。
また、この場合、改めて審査を行うことになるため、変更が認められず、平成23年度以降の交付予定額を交付しないことがあります。
なお、研究計画の大幅な変更とは、具体的に①研究目的の変更・研究課題名の変更、②平成23年度以降交付予定の研究経費の年次計画の変更、③研究経費の増額・減額、研究期間の短縮等をいい、該当するかどうかについては、事前に日本学術振興会研究事業部研究助成第二課へ相談してください（77頁「問い合わせ先」を参照してください。）。

②特別推進研究以外の研究種目

- (1) 継続研究課題については、応募書類の提出は必要ありません（なお、補助金の交付を受けるためには、交付内定通知受領後、交付申請書等の必要書類を作成し、提出する必要があります。）
- (2) ただし、**研究計画の大幅な変更を行おうとする場合には、応募書類（研究計画調書）を提出しなければなりません**。応募手続については、「応募書類（研究計画調書）の作成・応募方法等」（24頁参照）と同様となりますので、確認してください。
また、この場合、改めて審査を行うことになるため、変更が認められず、平成23年度以降の交付予定額を交付しないことがありますので、該当するかどうかについては、事前に日本学術振興会研究事業部研究助成第一課へ相談してください（77頁「問い合わせ先」を参照してください）。
なお、継続研究課題の増額応募については、原則として認めません。
- (3) 原則として、継続研究課題を辞退して新しい研究課題を応募することは認めません。
ただし、研究が予想以上に進展し、継続研究課題の当初の到達目標を既に達成したため、研究種目を変えて更なる研究発展を目指す場合（※）は、平成22年10月27日（水）（必着）までに当該研究課題完了届及び理由書を提出した上で、新しい研究課題を応募することができます。
なお、理由書の内容について、新たな応募研究課題の審査会において不適切と判断された場合には、応募された新たな研究課題は審査の対象外となり、この場合であっても、既に完了した継続研究課題の平成23年度以降の補助金の交付を求めることはできませんので注意してください。

※ 「研究種目を変えて更なる研究発展を目指す場合」とは、「基盤研究（C）（一般）」から「基盤研究（B）（一般）」へ変更する場合などですが、「基盤研究（A）（一般）」から「基盤研究（A）（海外学術調査）」など、審査区分のみを変更する場合も含まれます。

2. 学生が研究組織に加わっている継続研究課題の取扱いについて

大学院生等の学生は、科研費に応募することができません。このため、平成23年度公募から、学生については、その所属する研究機関又は他の研究機関において研究活動を行うことを職務として付与されている場合であっても、応募することができません。
ただし、所属する研究機関において研究活動を行うことを本務とする職に就いている者（例：大学教員

や企業等の研究者など)で、学生の身分も有する者については、ここでいう「学生」には含まれません。

また、既に研究代表者として研究を実施している場合に限り、平成23年度以降も当該研究課題を実施することができます。なお、既に研究分担者又は連携研究者として参画している場合には、当該研究課題の交付申請時に研究組織から外れる必要があります。

3. 科研費被雇用者が研究組織に加わっている継続研究課題の取扱いについて

科研費被雇用者は、通常、雇用契約等において雇用元の業務に専念する必要があります。このため、新規研究課題と同様、雇用元の業務に充てるべき勤務時間を前提として自ら科研費の研究を実施することができません。

ただし、雇用元の業務以外の時間を明確にし、かつ、その時間をもって自ら主体的に科研費の研究を行おうとする場合には、次の点が研究機関において確認されていれば科研費の研究を実施することができます。この場合には、研究代表者として実施することができるほか、研究分担者及び連携研究者等になることもできます。

- ・ 科研費被雇用者が、雇用元の業務以外に自ら主体的に研究を行うことができる旨を雇用契約等で定められていること
- ・ 雇用元の業務と自ら主体的に行う研究に関する業務について、勤務時間やエフォートによって明確に区分されていること
- ・ 雇用元の業務以外の時間であって、自ら主体的に行おうとする研究に充てることができる時間が十分確保されていること

注) 科研費被雇用者は、通常、研究代表者等の指示を受け、雇用元の科研費の業務に専ら従事する立場にあります。このため、平成22年度から補助条件において、「研究協力者の雇用に当たっては、研究代表者でなく、研究機関が当事者として勤務内容、勤務時間等を明確にした雇用契約を締結しなければならない」ことについて明記しました。

4. 研究成果報告書の未提出者が研究代表者となっている継続研究課題の取扱いについて

新規研究課題と同様、研究終了後に研究成果報告書を理由なく提出しない研究者については、補助金を交付しません。また、当該研究者が交付を受けていた補助金の交付決定の取消及び返還命令を行うことがあります。

さらに、研究成果報告書の提出が予定されている者が理由なく研究成果報告書を提出しない場合には、提出予定年度に実施している他の科研費の執行停止を求めることとなります。

5. 継続研究課題における研究代表者の交替について

研究代表者は、研究計画の遂行に関してすべての責任を持つ研究者であり、重要な役割を担っています。応募に当たっては、研究期間中に退職等により応募資格を喪失し、責任を果たせなくなることが見込まれる者は研究代表者となることを避けるよう求めています。

こうしたことから、平成23年度からは既に採択されている研究課題についても研究代表者を交替することは認めないこととします。

ただし、次の研究課題については、所要の手続きを経て、研究代表者の交替が認められる場合があります。

- ・ 特定領域研究の「総括班研究課題」、「支援班研究課題」及び「調整班研究課題」
(特定領域研究のうち「総括班研究課題」の研究代表者(領域代表者)のほか、「支援班研究課題」及び「調整班研究課題」の研究代表者については、その交替を認められる場合がありますが、「その他の計画研究」の研究代表者及び「公募研究」の研究代表者については交替することができません。)
- ・ 新学術領域研究(研究領域提案型)の「総括班研究課題」及び「生命科学系3分野支援活動」
(新学術領域研究(研究領域提案型)のうち「総括班研究課題」の研究代表者(領域代表者)及び「生命科学系3分野支援活動」の研究代表者については、その交替を認められる場合がありますが、「その他の計画研究」の研究代表者については交替することができません。)